

令和5年第2回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年2月6日(月) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時10分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 19名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	高島 辰也	12	沼田 聖
13	谷口 憲	14	舩木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員
なし

6. 議事録署名者
5番 溝口 憲幸 6番 上垣内 保之

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	大畦 裕之	事務局次長	小路 和典
主幹(事)主任	平木 周二	主 事	山崎 智晴
技 師	森下 まゆ		

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 青年等就農計画の認定に係る意見聴取について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用届出撤回の専決処理について
- (6) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- (7) 農地転用（農業用施設）届出の専決処理について

・その他

- (1) 家族経営協定調印式の見直しについて
- (2) 令和5年度農業研修生募集期間の延長について
- (3) 令和5年度中山間地域お宝資源掘り起こし事業について
- (4) 市民農園・体験農園・市民菜園の利用者募集について
- (5) 鶏糞利用促進研究会について
- (6) 先進地視察参加者状況について
- (7) 農地法改正に伴う下限面積要件の廃止について
- (8) 令和5年度農業委員会総会等開催予定について
- (9) 令和5年度の現地調査日程について
- (10) 令和4年度第6回地区協議会開催日程（案）について
- (11) 令和5年2月の現地調査日程について

議 事

事務局（大睦事務局長）

定刻となりましたので、総会を開催させていただきます。

なお、本日は「家族経営協定調印式の見直し」等について、農林水産振興センターから説明にお越しいただいていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議 長（福島会長）

それでは、令和5年第2回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、青年等就農計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。佐伯区湯来地区、林谷推進委員。よろしくお願いいたします。

本日の欠席者はおりません。出席者が過半数に達しており、総会は成立します。

まず、議事録署名者を指名します。5番、溝口委員、6番、上垣内委員、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について1件を上程します。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請1件について説明します。議案の3ページをご覧ください。

1番は、譲受人が経営規模拡大のため申請地を取得するものです。

この案件は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第1号の説明を終わります。

議 長

議案第1号について、担当委員の意見を伺います。

1番、山縣委員。

山縣委員

16番山縣です。1番について説明します。この件につきましては、1月16日に私と河野委員及び事務局職員2名で現地調査しました。申請地は農地として管理されていました。譲渡人は耕作が困難なため、経営規模を拡大したい譲受人が譲り受け、水稻及び野菜を栽培するために所有権移転するものです。下限面積の1,000㎡はクリアしています。申請地は、場所は2か所に分かれています。いずれも周辺農地等への被害は生じないと思われ、排水等にも支障がないと認められるため、許可相当と認めます。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について10件を上程します。説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第2号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の10件について、説明いたします。議案の4ページ、5ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、近隣にある譲受人の資材置場が手狭になったため、新たに資材置場として申請地を借り受けて利用しようとするものです。

2番は、宅地への転用事案で、隣接地に工場を所有する譲受人が申請地を譲り受け、工場敷地を拡張するものです。

3番、4番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用するものです。

5番は宅地への転用事案で、譲渡人が母と共同で住宅を建築するものです。

6番は宅地への転用事案で、譲受人は、申請地の隣に倉庫及び駐車場として利用している宅地がありますが、手狭になったため、申請地を譲り受け、既存の倉庫を移設しようとするものです。

7番から9番は雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、資材置場として利用するものです。

10番は、宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、資材置場として利用するものです。

5番を除く申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われまます。

5番、7番から9番を除く6件の案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

5番の案件は、農振農用地でありましたが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第11条公告が令和4年12月26日付けでされており、農振法の第12条公告により、農用地区域から除外されたことを確認したうえで農業委員会の会長名で許可することとなります。

7番から9番は、転用面積が3,000㎡を越えるため、本総会で承認されますと、2月17日金曜日に開催される広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得たのちに、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

議案第2号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、山本委員。

山本委員

4番山本です。1番について報告します。1月16日に事務局職員と現地確認しました。農地を賃借し、資材置場に転用する案件です。現地は休耕中でした。周辺土地も資材置場となっており、今回の転用により周辺農地への影響はないと思われまます。

議 長

2番、高島委員。

高島委員

11番高島です。2番について説明します。令和5年1月17日に事務局職員2名と工場敷地の拡張に伴う現地調査しました。現在申請地の北東側隣接地を譲受人が所有し、会社工場敷地として利用していますが、手狭となり、宅地の敷地拡張として取得するものです。譲受人の本社は、〇〇にあり、介護用品を取り扱う会社です。申請地に隣接する工場においては、主に介護用ベッドを作っております。周辺には宅地があり、騒音等のことが気になるところですが、問題ないと判断しました。

議 長

3番、4番、沼田委員。

沼田委員

12番沼田です。1月17日に事務局職員2名と現地調査しました。3番と4番は近接地で、太陽光発電設備用地に変えられる予定です。近隣に農地はありますが、耕作している様子はなく、問題ないと判断しました。

議 長

5 番、谷口委員。

谷口委員

13 番谷口です。昨年9月20日に事務局職員2名と農振除外のための調査を行いました。現在住まわれている住宅が手狭になったため、住居を新築するもので、近隣は工場及び駐車場、また、隣接する土地は休耕状態となっており、問題は特にございません。また、将来的に、この休耕されている隣接地を買って耕作したいと言われていました。

議 長

6 番から9 番、船木委員。

船木委員

14 番船木です。6 番については、1月17日に事務局職員2名と現地調査しました。譲受人の倉庫西側にトラック2台分の駐車場がありますが、新規に1トトラック1台を増やす予定です。そのため、駐車場を確保するため、この土地を利用して倉庫を移設しようとするものです。問題ないと思います。

7 番から9 番について、同じく1月17日事務局職員2名と現地調査を行いました。長年、田として農業を続けてこられました。高齡のため、また、農業経営者が不在のため、売却の意向となったものです。譲受人が資材置場として購入するもので、問題はないと思います。

議 長

10 番、奥田委員。

奥田委員

18 番奥田です。10 番について申し上げます。1月18日に事務局職員2名と現地調査を行いました。現地は休耕で、農業用倉庫があります。農業用倉庫は、市街化調整区域に編入される以前に建てられたもので、周辺への影響はなく問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、5番、7番から9番を除く6件を許可することに決定いたします。

5番は、農業振興地域の整備に関する法律の第12条公告により、農用地区域から除外されたことを確認したのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

7番から9番は、広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしと回答を得たのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

議 長

続きまして、議案第3号、青年等就農計画の認定に係る意見聴取について1件を上程します。説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第3号、青年等就農計画の認定に係る意見聴取について説明いたします。

令和5年1月18日付けで、広島市長から農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。

この計画認定にあたっては、広島市青年等就農計画認定要領に基づき、関係機関への意見聴取により審査を行うものとされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、2点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した「基本構想」の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれることとなっています。

それでは、議案の6ページをご覧ください。青年等就農計画の概要は、議案に記載しているとおりで、申請の詳細については、7ページから22ページをご覧ください。

申請者は、当初2年間は、コマツナを主体に生産し、安定生産出荷できるように、農業指導機関との情報交換等による栽培技術の向上や土壌改良資材の投入による土づくりを行います。3年目からはコマツナだけでなく、ホウレンソウも取り入れ、単価や収量などのデータ比較を行いながら作付け計画を立て経営の安定化を図っていく予定です。また、作業マニュアルを作成し、働きやすい職場づくりに務めることで、作業効率化や労働時間の削減を図ります。市場だけではなく、地域の直売所への出荷やインターネットでの直接販売など販路を拡大することで、年間の労働時間2,000時間、農業所得251万5千円を目指す就農計画を立て、認定を受けようとするものです。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

議案第3号について、事務局の説明が終わりましたので、担当の推進委員のご意見をお伺いします。林谷推進委員。

林谷推進委員

佐伯区湯来地区を担当しております推進委員の林谷です。本日はよろしくお願ひします。1月31日に吉田農業委員と振興センターにて申請者とお会いしてお話を伺いました。出身は〇〇で近隣の野菜農家を見て興味を持たれ、〇〇高校、さらに〇〇短大にて作物づくりの基本知識、技術を学ばれ、振興センターの研修事業に応募され、センターでの研修期間を終えて、この4月より湯来町で実地研修です。ハウスは、今から建てるような状況で、3月末くらいまでには完成すると思われます。

経営につきましては、先ほどの説明のとおりですが、コマツナを中心に生産し、安定生産、安定出荷出来るように指導機関との情報交換等による栽培技術の向上、土づくりを進めており、また、ご両親もご健在であり、就農にご理解、協力もあり、経営の安定を図っていきたいと意欲を感じました。

提出された認定申請書については問題ありません。私からの意見は以上です。

議 長

林谷推進委員からご意見をいただきました。吉田委員からも意見があればお願ひします。

吉田委員

本件に当たって、本人と面談、認定申請書を拝見しました。推進委員と重複しますが、申請者は、高校と短大で農業の基礎知識を習得し、さらに振興センターでの研修を経た、フレッシュで健康、実直な好青年でした。

認定申請書においては、昨年来の物価高騰が心配される中、センター指導のもと、身の丈にあった計画であり、〇〇歳の若さは、その計画が成り立つものであると感心しました。就農支援金も十分に活用し、10年後、〇〇歳の若さで完済出来る魅力が何よりであったと思います。

他方、10年後には我々団塊の世代も85歳となり、多くの農業者が離農します。彼ら経営者たちが規模拡大を行い、その離農分を補い、自給率を維持、高める時代が来るのではと期待するところです。以上のことから、認定申請書を高評価します。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、「意見なし」と市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を「意見なし」と市長に回答することに決定します。

以上で、農地に係る審議事項を終了します。

続きまして、農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第7号の専決処理について、113件を一括して報告します。説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

報告第1号から第7号までの専決処理について説明します。報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出、23ページから25ページの19件、及び報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出、26ページから34ページの54件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号非農地証明申請、35ページから36ページの11件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、37ページの10件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号農地転用届出撤回、38ページの4件、報告第6号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認、39ページから42ページの14件、報告第7号農地転用（農業用施設）届出、43ページの1件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第1号から第7号までの説明を終わります。

議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第7号について、何か質問がございますか。

(委員：質問なし)

議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程5、その他事項に入ります。

冒頭にありましたように、家族経営協定調印式の見直しについて、農林水産

振興センターから説明があります。よろしくお願いたします。

農林水産振興センター（飯塚課長）

公益財団法人広島市農林水産振興センター農業担い手育成課の飯塚でございます。本日はお時間をいただきありがとうございます。着席にて説明いたします。

資料1の家族経営協定調印式の見直しについてご覧ください。家族経営協定というのは、家族農業経営において、農作業の役割分担等の就業条件に加え、家事、育児、介護など家庭に関わるものを加えて、家族間の役割分担を明文化するものです。このことによって、家族経営に携わる各世帯員が意欲とやりがいを持って、経営に参画できるだけでなく、農業者年金の国庫助成や補助金の採択ポイントに有利になるなど制度上のメリットもあります。家族経営協定は、家族間だけで締結することも可能ですが、広島市では、より実効性が高く家族間の意識が高まるものとするため、年1回年度末に本センターが主催となって調印式を開催しておりました。しかしながら、年1回の開催では、協定を締結しようとする家族や立会人との日程調整が難しく、先ほど申し上げました、農業者年金や補助金は年度末を待っていたのでは間に合わないということもあり、本センター以外の主催で調印式を行ったり、家族のみで締結するというケースが見受けられます。そのため、本センターが主催で行う調印式を実態に即したものとし、一本化出来るよう、随時開催とし、それに伴い立会人を経営改善指導に関わる担当課や、営農地域の農業委員さんをお願いしたいと思っております。具体的には資料1の1ページでございます、「3見直し内容」の下にあります表の「家族経営協定調印式の見直し点」をご覧ください。開催場所は現行では本センターでしたが、見直しとして、協定の締結農家宅、またはほ場や区役所等、より現場に近いところで行うということ。そして開催回数は、年1回から随時開催。立会人は、これまでは、本センターの理事長、県西部農業技術指導所長、広島市農業委員会会長、農協組合長、広島市農林水産部長が立会人となっていましたが、今後は、センターの役職員、協定締結者の営農地域の農業委員、区役所農林課役職員、そして「その他」とありますが、これは農協の職員さんや、営農振興課長さんが立会人となっただけであれば、その時は入っていただく形で書いております。

今年度の予定としまして、区の方から聞いておりますのが、安佐北区〇〇町の〇〇さんが3月上旬くらいには出来るのではないだろうかということで、岩重委員の方にはご連絡が入ると思います。それと、安佐南区〇〇の〇〇さん、ちょっとご家族の方の体調が優れないということで、年度内に間に合わない可能性があるのですが、溝口委員さんの方に今後連絡が入る予定となっております。今のところ目処が立っているのはこの2件です。

続きまして、資料2をご覧ください。農業研修生募集期間の延長についてです。これは、農業委員会の地区協議会におきまして、この募集案内を紹介させていただいたところで1月31日締め切りとしておりましたが、現在申込件数が11名ということになっていまして、定員の40名をまだ割り込んでいる状況で、2月いっぱいまで引き続き募集を続けさせていただきますので、どなたか該当されるような方がいらっしゃいましたら、皆様方にお声がけをお願いしたいと思っております。

私の方からは以上でございます。ありがとうございました。

議 長

ただいま説明がありました。ご意見、ご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

議 長

では、これで説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。
続きまして、事務局から報告をお願いします。

事務局（森下技師）

引き続き配付資料をご覧ください。資料3、10ページから説明させていただきます。令和5年度中山間地域お宝資源掘り起こし事業についてです。こちらは、令和5年度に中山間地域での農家ビジネスにつながる活動を支援する事業です。募集期間は来週2月14日火曜日までとなっております。12ページに今までの活動の事例等が書いてありますので参考にしてください。新しく取組を検討していること等ございましたら、区役所の農林課等に電話連絡していただければと思います。13ページの一番下に農林課等の電話番号が書いてありますのでよろしくをお願いします。

続きまして、資料4、14ページをご覧ください。市民農園・体験農園・市民菜園の利用者募集についてです。農林水産振興センターが管理しております市民農園と体験農園と市民菜園の利用者の募集ということで、2月1日から始まっておりますのでご案内します。小規模、小区画で農作業を楽しみたいという方がおられたらご案内をしていただければと思います。

続きまして、資料5、16ページをお開きください。こちらは鶏糞利用促進研究会についてです。農協からの情報提供がありましたのでお知らせいたします。化学肥料等資材の高騰により、農業者の収益性は悪化している中、その対策として、JAが製造供給している発酵鶏糞を有効活用してコスト削減の一助にするとともに、資源の有効利用による環境に配慮した栽培法を普及するJAの取り組みPRすることを目的に、生産者・関係者が一堂に会し、利用促進に向けた研究会を開催するというものです。日時は、2月14日火曜日13時30分から15時30分を予定しております。会場は、農協本店4階会議室です。内容は、最初にJA全農より、肥料情勢と県内未利用資源の有効活用におけるJAグループの取組について説明があった後、JA広島市より鶏糞試験の成果の紹介が予定されております。また、その後、鶏糞利用農家からの事例紹介と意見交換が予定されております。事例紹介では、岩重農園さんや、野稻推進委員が代表理事を務める農事組合法人よしやま、安芸太田町で就農した活力生等から事例発表を予定しておりますので、興味があったり、参加を希望される委員の皆様は、期限が大変短いのですが、今週木曜、2月9日までに事務局までご連絡をお願いいたします。今日の帰りにお声がけいただいても構いません。資料5については、以上です。

続きまして、資料がないため口頭での説明になりますが、先進地視察についてです。先日お手紙でお送りさせていただいたのですが、3月7日に北広島町への葉物野菜先進農家視察を予定しております。40年以上ハウレンソウを専作されている農家の本田農園、そこで研修を受けて独立された若手農家の弘法菜園。行政の研修事業を利用せず独立されベビーリーフを栽培している株式会社やまのまんなかだ、の3か所を予定しております。今回は先方からの希望もあり、20名程度の委員での視察を予定しております。バスは中型を2台借りる予定で、コロナ対策として、1席空気で座る予定です。現在12名から申し込みをいただいております。内訳は、旧市から鍛冶山委員、安佐南区から福島委員、川崎推進委員、白木・高陽から奥推進委員、生田推進委員、世羅推進委員、可部・安佐地区からは、沼田委員、谷口委員、船木委員、坊推進委員、安芸区からは大門推進委員、佐伯区からは奥田委員から申し込みをいただいております。数日中でしたら、各地区1、2名の追加ができますので、もしご興味ある委員さんがおられましたらお帰りの際にお声がけいただければと思います。また、ご興味ありそうな推進委員へはお声がけいただけるとありがたいです。先進地視察については、以上です。

事務局（山崎主事）

続きまして、農地法改正に伴う下限面積要件の廃止について説明します。資料6、17ページをご覧ください。概要としましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されることとなり、これにより、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件については削除され、改正法の施行日、令和5年4月1日以降適用されません。農地法施行規則第17条に基づき告示した本市農業委員会が定める別段の面積、10アールは、改正法施行に伴い、その効力が失われることから、令和5年3月の総会において告示を廃止するための手続を行うものです。なお、今回は4月からの法改正について事前にお知らせするものです。改正法の目的としましては、農業者の減少・高齢化が加速化する中にあるのは、認定農業者等の担い手だけではなく、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規に参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進するためとなっております。施行期日は令和5年4月1日で、4月総会から適用して審議することとなります。なお、改正後においても、全部効率利用、農作業常時従事、地域調和などの下限面積以外の要件は引き続き適用されることとなりますのでよろしくお願ひします。

続きまして、18ページ、資料7をご覧ください。令和5年度農業委員会総会等開催予定についてです。この中で、特にお伝えすべきところは、5月は大型連休のため、9日火曜日の開催予定としていること、4月、8月、令和6年3月が選挙等の理由で会場が東区役所5階研修室となっております。その他の月は、会場は東区役所3階第4・5会議室を予定しています。なお、6月と令和6年1月の総会終了後に、東区役所5階講堂で研修会を予定しています。研修会終了後は懇親会も予定していますが、新型コロナウイルスの状況を踏まえて、開催について決定したいと思います。また、総会等の開催時期が近くなりましたら、別途案内文書等により通知しますので、よろしくお願ひします。

続きまして、19ページの令和5年度の現地調査日程についてです。原則毎月15日が受付締切日の3条、4条、5条の許可及び非農地証明、納税猶予関係に係る現地調査の体制について定めたものです。地区協議会の区域を基本に、市域を6地区に分割し、各地区半日単位で実施します。各地区の予定については、資料をご確認ください。なお、開始時間、集合場所等については、申請の状況を勘案し、調査日の前日まで調査対象がある地区の委員へ電話で連絡いたしますので、よろしくお願いします。

続きまして、20ページの第6回地区協議会開催日程案についてです。下の表のとおり、3月8日水曜日から3月24日金曜日までの間で各地区予定しております。開催時間・場所等をご確認いただければと思います。

続きまして、21ページの令和5年2月の現地調査日程についてです。今月の許可案件の受付締切日は2月15日水曜日です。現地調査の開始時間、集合場所等については、許可申請の状況を勘案し、15日の夕方に電話で調整させていただきます。現地調査日程は、16日木曜日の午前は旧市、午後は安芸区、17日金曜日の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、20日月曜日の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。許可申請の状況により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしくお願いします。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

これで令和5年第2回総会を終了します。次回の総会は、令和5年3月6日月曜日午後1時30分から、東区役所5階講堂で行う予定です。それでは、鍛冶山会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

鍛冶山会長職務代理者

短時間ではありましたが、審議、色々とお疲れ様でございました。

最初に会長が言われていましたとおり、2月7日、明日ですね、市長と語る会があります。2月22日には、認定農業者の総会等まだまだ会議があると思いますので、出席される方は、万障お繰り合わせの上、出席していただきたいと思います。それでは、これで終了したいと思います。大変お疲れ様でした。